一口座振替をご利用くだ納税は安全で便利な

落として納税する安全で便利な方法です。ぜひ、ご利用ください。です。納期限内納付にご協力ください。口座振替は、納期限の日に自動的に引き、市税は定められた納期限内に、納税者の皆さんが自主的に納めていただくもの

口座振替ができる税金

(普通徴収)・市県民税(普通徴収)固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税

取扱金融機関(本店・各支店)

ゆうちょ銀行合・中央労働金庫・茨城中央農業協同組合・戸信用金庫・結城信用金庫・茨城県信用組戸信用金庫・関東つくば銀行・茨城銀行・水

申込方法

◆通帳とお届け印を持参の上、取扱金融機関

振替日

問合せ

納税課(内線121)

申込みが必要です。

口座振替できなかった場合

◆口座振替へ能通知兼納付書を送付します。 ◆口座振替不能通知兼納付書を送付します。 財別ごとに振替します。

口座振替納付済通知書

納税証明書を送付します。軽自動車税は、6月に納付済通知書およびを送付します。

を取得した場合、不動産取得税が課税されます

不動産取得税とは、不動産(土地・建物)を取得(売買・贈与・新築等)した場合に課税される県の税金です。不動産取得税の税率は、店舗・事務所など住宅以外の建物が4%、住宅および土地が3%で、税額は次により算出されます。

【税額算出】

固定資産評価額×税率=税額

※固定資産税・軽自動車税について、

は郵便局の窓口にお申込みください。

新規の申込みと同様に、

取扱金融機関また

(土地•建物)

П

一座振替の変更

・解約

相続等で所有者が変わった場合、

再度申込

みが必要です。特に固定資産税については、

共有者や共有持分が変わった場合も、

(固定資産評価額=市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格)

なお、一定の要件を満たした場合、減免申請を行うことにより不動産取得税が軽減されます。

①住宅用土地の軽減

土地を取得して、その土地の上に3年以内に住宅 (住宅部分の床面積が50㎡以上240㎡以下の住宅) を建てた場合、申請により土地の不動産取得税が 軽減されます。

②新築住宅の控除

住宅部分の床面積が50㎡以上240㎡以下の住宅を新築した場合、その評価額から1,200万円が自動的に控除されます。

③中古住宅(昭和57年1月1日以降の新築であること) および土地の軽減

住宅部分の床面積が50㎡以上240㎡以下の中 古住宅を取得して、取得者自身がその家に居住し た場合、申請により住宅においては一定の控除が、 土地については税額の軽減が受けられます。

④その他の軽減

産業活性化条例に基づく控除(県内に事務所または事業所を新設または増設し、県内の事務所等の従業者が5人以上増加する法人)、公共事業に伴う代替不動産の取得には、控除等があります。

【問合せ】

水戸市柵町1-3-1 茨城県水戸県税事務所

課税第2課 **TEL 029-221-4820**